

労働者・使用者の皆様へ

悩まず どんとこい労働相談 週間

大分県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労使間トラブルに係る「集中労働相談会」(秘密厳守・無料)を開催します。

平日夜間や土日も相談可能ですので、お気軽にご利用ください。

なお、この期間以外でも、常時相談を受け付けています。(平日9時～17時)

実施期間 令和7年2月1日(土)～7日(金)

平日:9時～20時(来所受付は19時まで)

土日:9時～17時(来所受付は16時まで)

【電話相談】097-536-3650(労働相談ダイヤル)

097-506-5241

097-506-5251

【来所相談】大分県労働委員会事務局

(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

※来所相談の際は事前にご連絡をお願いします。



大分県労働委員会は、労使間紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて労働委員会の「あっせん」や適切な機関をご紹介します。

大分県労働委員会の「あっせん」とは...

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。
- ③ 手続きにかかる費用はすべて無料で、他の紛争解決手段に比べ、比較的短期間で解決が可能です。